

答 申 案 件 の 概 要

件名	品種登録抹消問題に関する特別監察結果報告書に係る作成資料等についての一部開示決定処分に対する異議申立て						
経緯	開示請求年月日	平成20年11月28日	異議申立て年月日	平成21年2月12日	担当課	開示決定等	人事課
	開示決定等年月日	平成20年12月12日	諮問年月日	平成21年3月11日		異議申立て	人事課
対象行政文書	(1) 人事課作成資料 (2) 農林水産政策課からの報告書等 (3) その他収集資料						
本件処分の内容	一部開示決定 (不開示部分) (1) 特別監察により実施された品種登録に係る行政事務に関係した職員に対する質問調書に記載された次の情報（ 本件情報1 ） ア 事情聴取の対象となった職員（以下「被聴取者」という。）の所属、所属グループ名、職名及び氏名 イ 聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容 (2) 被聴取者に係る次の情報（ 本件情報2 ） ア 氏名及び職名 イ 所属及び所属グループ名（所属グループに関する情報を含む。） ウ 担当業務に関する情報 (3) 品種登録担当の職員（以下「品種登録担当職員」という。）及び当該職員の所属グループのグループ員に係る次の情報（ 本件情報3 ） ア 品種登録担当職員の職名、氏名、印影、所属グループ名及び内線番号 イ 品種登録担当職員の所属グループのグループリーダー及びグループリーダー以外の職員（以下「グループ員」という。）の印影 (4) 品種登録担当職員に係る次の情報（ 本件情報4 ） ア 年齢 イ 身体の状態に関する情報 ウ 休暇の取得状況 (不開示理由) 不開示部分(1)について ・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 ・ 条例第7条第7号該当 当事者からの事情聴取の内容が直接記録されており、かかる情報を公にすると、今後同種の事情聴取を行うに当たり、被聴取者が内容を開示されることをおそれて証言に消極的になるなど、正確な事実の把握が困難となり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 不開示部分(2)から(4)までについて ・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。						
異議申立ての趣旨	本件処分を取り消し、原則として全部開示を求める。						
審査会の結論	青森県知事（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、次に掲げる部分を開示することが妥当である。 (1) 被聴取者の所属、所属グループ名（所属グループに関する情報を含む。）及び担当業務に関する情報 (2) 被聴取者の氏名及び職名（品種登録担当職員の所属グループの職員に係るものについては、グループリーダーに限る。） (3) 品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループのグループリーダーの印影						

審査会の判断要旨

<条例第7条第7号該当性について>

1 本件情報1の条例第7条第7号該当性について

- (1) 特別監察として実施された事情聴取は、品種登録が取り消されるに至った経緯等を明らかにすることのほかに、品種登録取消に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにするために実施したものである。懲戒処分を行うためには、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号に規定する懲戒事由が存することが必要となるのはもちろんではあるが、懲戒処分が職員を道義的に非難する性質のものである以上、懲戒事由の発生について職員に帰責事由、すなわち故意又は過失があったことを必要とするものと解されている。この点からすると、当該事情聴取は、職員の帰責事由の有無もその内容となることが想定されるものであり、懲戒処分等を実施するに当たっての重要な調査であると認められるものである。
- (2) 本件情報1のうち、聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容は、当該事情聴取の際に、品種登録に係る事務処理の状況等について、その知り得た事実を被聴取者が具体的かつ詳細に証言した内容となっている。実施機関の回答によれば、職員には、職務として事情聴取に応じる義務があるとはいえ、職員がいかなる発言をするかについては強要し得るものではなく、また、「やりとりの内容」は公にしないとの前提で事情聴取が行われているとのことである。これは、いかなる発言をするかまでは被聴取者に強制できないことを踏まえた上で、できるだけ被聴取者にその知り得た事実を証言させるために、実施機関が「やりとりの内容」を公にしないとの条件を付したものと考えられる。
- このことからすると、聴取者の質問に対して被聴取者が証言した内容を直接記録した情報を公にした場合には、今後このような事情聴取が行われた際、被聴取者において、自己の証言の内容が明らかになることを意識し、事実をありのままに述べることに消極的になるおそれがあると考えられ、その結果、行政事務及び職員の服務について調査又は検査し、事務の適正かつ能率的運営と職員の服務規律の振蕩を図るという特別監察の目的を達成するために必要な情報が十分に得られなくなる事態も予想される。
- (3) 一方、本件情報1のうち、聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容を除いた、被聴取者の氏名などの情報は、これを公にすると、事情聴取の対象となったことが明らかになる。しかし、職員には職務として事情聴取に応じる義務があることから、職員の氏名等を公にしないことを前提に事情聴取が行われていたとしても、聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容が公にされないのであれば、今後このような事情聴取が行われた際、被聴取者が事実をありのままに述べることに消極的になるなどの支障が生じるものとは認められない。
- (4) 以上から、本件情報1のうち、聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容については、これを公にすると、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第7号に該当する。

<条例第7条第3号該当性について>

2 本件情報2、本件情報3及び本件情報4の条例第7条第3号該当性について（本件情報1のうち、聴取者の質問内容及び被聴取者の回答内容については、条例第7条7号に該当するため、当該情報の条例第7条第3号該当性は検討しない。）

(1) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 本件情報2について

- (ア) 被聴取者の氏名は、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。
- (イ) 被聴取者の職名は、単独では特定の個人を識別することができないものと認められるが、職名のうち、農林水産政策課その他当該被聴取者の所属する課内又は所属グループ内に当該職名を有する職員が一人しか存在しないものについては、職員録など一般に入手可能な他の情報と照合することにより、特定の個人が識別可能であると認められる。他方、職名のうち、課内又は所属グループ内に当該職名を有する職員が複数名存在するものについては、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別可能であるとまでは認めることはできない。
- (ウ) 被聴取者の所属及び所属グループ名は、各情報単独では特定の個人を識別することができないものと認められる。また、所属やグループには、職員が複数名存在するのであるから、他の情報と照合することによっても、所属及び所属グループ名からは、特定の個人が識別可能であるとまでは認めることはできない。
- (エ) 被聴取者の担当業務に関する情報については、単独では特定の個人を識別することができないものと認められる。また、本件処分時点において、照合することにより特定の個人を識別することができることとなる、一般に入手可能な他の情報も存在しない。
- (オ) 以上から、本件情報2のうち、被聴取者の氏名及び職名（当該職名を有する職員がその所属する課内又はグループ内に複数名存在するものを除く。）については、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

イ 本件情報3について

- (ア) 品種登録担当職員の氏名及び印影並びに所属グループのグループリーダー及びグループ員の印影は、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当する

ことは明らかである。

- (イ) 所属グループ名は、単独では特定の個人を識別することができないものと認められる。また、グループには、所属する職員が複数名存在するのであるから、他の情報と照合することによっても、所属グループ名からは、特定の個人が識別可能であるとまでは認めることはできない。
- (ウ) 品種登録担当職員の職名及び内線番号は、単独では特定の個人を識別することはできないが、一般に販売されている職員録に掲載された情報や一般に入手可能な農林水産政策課の席図等他の情報と照合することにより、品種登録担当職員が明らかになると考えられるため、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。
- (エ) よって、本件情報3のうち、品種登録担当職員の所属グループ名を除いた情報は、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

ウ 本件情報4について

品種登録担当職員の年齢及び休暇の取得状況は、各情報単独では特定の個人を識別することができないものであり、一般に入手可能な他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別することができるとは認められない。また、品種登録担当職員の身体の様子は、単独では特定の個人を識別することはできないものであり、一般に入手可能な他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別することができるとは認められない。しかし、これらの情報は、いずれも個人の私事に関する情報であり、一般的には他人に知られたくないものと考えられるため、当該情報が公にされた場合には、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

エ 以上から、本件情報2のうち、被聴取者の氏名及び職名（当該職名を有する職員がその所属する課内又はグループ内に複数名存在するものを除く。）並びに本件情報3のうち、品種登録担当職員の所属グループ名を除いた情報並びに本件情報4は、条例第7条第3号本文に該当する。

(2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 上記(1)のエで条例第7条第3号本文に該当すると判断した情報（以下「条例第7条第3号本文該当情報」という。）が、条例第7条第3号ただし書に該当するかどうかについて検討すると、まず、これらが同号ただし書口該当しないことは明らかである。

イ 条例第7条第3号ただし書イ該当性

- (ア) 本件情報2のうち、被聴取者の氏名及び職名（当該職名を有する職員がその所属する課内又はグループ内に複数名存在するものを除く。）について
 - a 被聴取者に関する情報については、法令又は他の条例において公表事項とは定められておらず、また、実施機関が自ら公表している事実はないと認められる。
 - b 一方、実施機関は、報道発表資料において、品種登録担当職員の管理監督者（以下「管理監督者」という。）に対する処分の量定及び処分の理由を公表しているが、当該処分は、特別監察による事情聴取で判明した、品種登録抹消問題に係る帰責事由をもとに行われたものと考えることが相当である。したがって、当該発表資料によって、処分の事実が公表された管理監督者については、その懲戒処分等の前提として行われる事情聴取の対象となった事実についても、結果として公表されているものと解することができる。また、管理監督者は、その職名等も併せて公表されており、当該職名等の情報と、職員録など一般人が入手可能な情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることから、事実上その個人名まで公表されていたものと解することができる。

(イ) 本件情報3（品種登録担当職員の所属グループ名を除く。）及び本件情報4について

品種登録担当職員の個人識別情報や私事に関する情報については、特別監察結果報告書においても記載は確認できず、実施機関が公表している事実とは認められない。

(ウ) これらのことからすると、条例第7条第3号本文該当情報のうち、管理監督者の氏名及び職名は、条例第7条第3号ただし書イに該当するが、それ以外の情報は、該当しない。

ウ 条例第7条第3号ただし書ハ該当性

- (ア) 本件情報2（管理監督者の氏名及び職名を除く。）について
 - a これらの情報は、いずれも事情聴取の対象となった職員に関する情報であり、職務に関する情報であると認められる。
 - b 当審査会が、実施機関に対し「公務員としての立場を離れた個人としての評価を低下させかねない情報」と判断した理由について、具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「事情聴取を受けることは、事件等に何らかの関係があり、特定の個人に対して科される懲戒処分の対象となっているのではないかと、との悪い印象を他の者に与えることが容易に想像される」旨述べている。
 - c 特別監察結果報告書によると、特別監察による事情聴取は、平成19年度及び平成20年度に農林水産政策課において品種登録に係る行政事務に関係した職員等を対象に行われたことが明らかにされている。また、特別監察は、品種登録取消に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにすることのほか、品種登録が取り消されるに至った経緯等を明らかにすることも目的の一つとしており、事実、被聴取者の中には、特別監察の結果、懲戒処分等を受けなかった職員も含まれているところである。

このことからすると、事情聴取の対象となったことと、懲戒処分等を受けたこととは直ちにつながるものではないのであるから、被聴取者の氏名及び職名は、これを公にしても、被聴取者の公務員としての立場を離れた個人としての評価を低下させるとまでは認められない。また、上記の特別監察の目的からしても、どのような者を対象として事情聴取が行われたのかは、特別監察の妥当性を検証する上で有益な情報であるとも言える。仮に、事情聴取の対象となったことにより、実施機関が主張する「懲戒処分の対象となっているのではないか、

との悪い印象を他の者に与える」可能性があるとしても、その程度の評価は、事情聴取が職務として行われる以上、甘受すべきものである。

d よって、被聴取者の氏名及び職名は、これを公にしても、事情聴取の対象となった事実が明らかになるにすぎないのであるから、当該情報は、条例第7条第3号ただし書ハに該当する。

e ただし、報道発表により、懲戒処分を受けた事実が公表された品種登録担当職員は、上記イ(ア) bと同様に、事情聴取の対象となった事実についても公表されていると解されるところではあるが、被聴取者の中に含まれる品種登録担当職員の氏名及び職名を公にすると、結果として当該職員が懲戒処分を受けたことが明らかになるものである。

懲戒処分等を受けたことは、職務遂行等に関し非違行為があったことにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報というべきものである。

このため、被聴取者のうち、品種登録担当職員の氏名及び職名は、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

f また、被聴取者のうち、品種登録担当職員の所属グループのグループ員の氏名及び職名については、これを公にすると、一般に販売されている職員録に掲載された情報等と照合することにより、結果として、品種登録担当職員が識別されることとなるものである。このため、これらの情報は、品種登録担当職員に係る情報として判断することが適当であり、上記 eと同様の理由から、条例第7条第7号ただし書ハに該当性しない。

g 以上から、被聴取者（品種登録担当職員及び当該職員の所属グループのグループ員を除く。）の氏名及び職名は、条例第7条第3号ただし書ハに該当する。

(イ) 本件情報3（品種登録担当職員の所属グループ名を除く。）について

a これらの情報は、いずれも特別監察による調査又は品種登録事務の遂行に当たり実施機関が作成した文書に記載された情報である。

b 品種登録担当職員の氏名、職名、印影及び内線番号は、いずれも職務の遂行に係る情報であると認められるが、一方で、これらの情報を公にすると、懲戒処分を受けた品種登録担当職員が識別されることになると認められる。

c 所属グループのグループリーダー及びグループ員の印影は、いずれも職務の遂行に係る情報であると認められる。しかし、このうち、グループ員の印影については、これを「職務の遂行に係る情報」に該当するとして公にすれば、一般に販売されている職員録に掲載された情報等と照合することにより、結果として、懲戒処分を受けた品種登録担当職員が識別されることとなるため、当該印影は、品種登録担当職員に係る情報として判断することが適当である。

なお、グループリーダーの印影については、これを公にしても、所属グループが明らかになるにすぎず、品種登録担当職員が識別されることにはならない。

d 以上から、品種登録担当職員の氏名、職名、印影及び内線番号並びに所属グループのグループ員の印影は、上記(ア) fと同様の理由から、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(ウ) 本件情報4について

本件情報4は、公務員等に関する情報ではあるが、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではなく、個人の私事に関する情報であり、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(3) 以上から、実施機関が、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした情報（上記1において条例第7条7号に該当すると判断した情報を除く。）のうち、次の情報については、条例第7条第3号に該当しない。

ア 本件情報2のうち、次の情報

(ア) 管理監督者の氏名及び職名

(イ) 管理監督者以外の職員（品種登録担当職員及び当該職員の所属グループのグループ員を除く。）の氏名及び職名

(ウ) 所属及び所属グループ名

(エ) 担当業務に関する情報

イ 本件情報3のうち、次の情報

(ア) 品種登録担当職員の所属グループ名

(イ) 品種登録担当職員の所属グループのグループリーダーの印影

<結論>

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報の中には、条例第7条第3号及び第7号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当である。